

(2)

1. アクリルポリマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸エチル単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	アクリル酸2-エチルヘキシル単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	アクリル酸単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4	アクリル酸ブチル単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5	アクリル酸メチル単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
6	メタクリル酸エチル単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7	メタクリル酸単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
8	メタクリル酸ブチル単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
9	メタクリル酸メチル単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
10	次のモノマー（2種以上）の共重合体	次の各構成物質の制限に従う。							
	(1) アクリル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2) アクリル酸イソブチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(3) アクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(4) アクリル酸2-エチルヘキシル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(5) アクリル酸オクチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(6) アクリル酸ステアリル	○	○	○	○	○	III	1	
	(7) アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(8) アクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(9) メタクリル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(10) メタクリル酸イソブチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(11) メタクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(12) メタクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(13) メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
11	10のモノマー（1種以上）と次のモノマー（1種以上）の共重合体	次の各構成物質の制限に従う。							10の成分は基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
	(1) アクリル酸4-ヒドロキシブチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2) アクリル酸2-フェノキシエチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(3) アクリロニトリル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(4) エチレン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(5) 塩化ビニル	○	○	○	○	○	III	1	
	(6) 1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	III	1	
	(7) スチレン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(8) N-（プトキシメチル）-アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1	
	(9) メタクリル酸イソボルニル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(10) メタクリル酸2-ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(11) メタクリル酸ベンジル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(12) メタクリル酸ラウリル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(13) メタクリロニトリル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(14) α-メチルスチレン	○	○	○	○	○	III	1	
12	10のモノマー（1種以上）と次のモノマー（1種以上）の共重合体（11のモノマー（1種以上）を重合させたものを含む。）	次の各構成物質の制限に従う。							10の成分は基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 12の成分は基ポリマー構成成分に対して5%以下であること。
	(1) アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2) アクリル酸イソプロピル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(3) アクリル酸イソボルニル	○	○	○	○	○	III	1	
	(4) アクリル酸2-（2-エトキシエトキシ）エチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(5) アクリル酸2-カルボキシエチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(6) アクリル酸と1, 4-ブタンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(7) アクリル酸2-ヒドロキシエチル	-	-	-	-	○	I	1,3	
	(8) アクリル酸2-（2-ヒドロキシエトキシ）エチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(9) アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(10) アクリル酸tert-ブチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(11) アクリル酸2-メトキシエチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(12) イタコン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(13) エタノールアミン	○	○	-	○	○	III	1	
	(14) 酢酸ビニル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(15) ジビニルベンゼン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(16) N-（1, 1-ジメチル-3-オキソプロピル）-アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(17) トリビニルベンゼン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(18) 2-ヒドロキシエチルビニルスルフィド	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(19) N-（ヒドロキシメチル）-アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(20) N-（ヒドロキシメチル）-メタクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(21) ビニルスルホン酸のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(22) 4-ビニルベンゼンスルホン酸のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(23) フタル酸ジアリル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(24) マレイン酸ジアリル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(25) マレイン酸モノ（2-エチルヘキシル）	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(26) 無水4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(27) 無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(28) メタクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(29) N-（2-メタクリルアミドエチル）イミダゾリジノン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(30) N-〔（2-メタクリルオキシアセトアミド）エチル〕イミダゾリジノン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(31) メタクリルオキシ酢酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(32) メタクリル酸2-（アセトアセチルオキシ）エチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(33) メタクリル酸アリル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(34) メタクリル酸イソプロピル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(35) メタクリル酸2-エチルヘキシル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(36) メタクリル酸グリシジル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(37) メタクリル酸シクロヘキシル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(38) メタクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(39) メタクリル酸3-（ジメチルメチルシリル）プロピル	○	○	○	○	○	III	1,3	

(40)	メタクリル酸ステアeryl	○	○	○	○	○	III	1,3	
(41)	メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(42)	メタクリル酸とジエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(43)	メタクリル酸とジプロピレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(44)	メタクリル酸と1, 3-ブタンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(45)	メタクリル酸と1, 4-ブタンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(46)	メタクリル酸とプロピレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(47)	メタクリル酸と4-メチル-1, 4-ペンタンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(48)	メタクリル酸3, 3, 5-トリメチルシクロヘキシル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(49)	メタクリル酸3- (トリメトキシシリル) プロピル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(50)	メタクリル酸N- (2-ヒドロキシエチル) -2-イミダゾリジノン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(51)	メタクリル酸2-ヒドロキシプロピル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(52)	メタクリル酸tert-ブチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(53)	メタクリル酸sec-ブチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(54)	メタクリル酸2- (N-tert-ブチルアミノ) エチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(55)	メタクリル酸プロピル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(56)	メタクリル酸2- [3- (2H-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4-ヒドロキシフェニル] エチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(57)	メタクリル酸モノ (2-ヒドロキシエトキシエチル)	○	○	○	○	○	III	1,3	
13	アクリル酸・アクリルアミド共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	アクリルアミドは基ポリマー構成成分に対して5%を超えるものであること。
14	アクリル酸・アクリル酸エチル・スチレン・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
15	アクリル酸・アクリル酸2-エチルヘキシル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	-	○	II	3	
16	アクリル酸・アクリル酸2-ヒドロキシエチル・アクリル酸ブチル・スチレン・N- (ブトキシメチル) アクリルアミド・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体の2- (ジメチルアミノ) エタノール塩	○	○	○	○	○	III	1	
17	アクリル酸・アクリル酸4-ヒドロキシブチル・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸2-エチルヘキシル・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
18	アクリル酸・アクリル酸ブチル・アクリル酸2-メトキシエチル・スチレン・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
19	アクリル酸・アクリル酸ブチル共重合体のジエチルアミン塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
20	アクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸とジエチレングリコールのモノエステル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
21	アクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸2- (ジメチルアミノ) エチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
22	アクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体のアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
23	アクリル酸・アクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体の2- (ジメチルアミノ) エタノール塩	○	○	○	○	○	III	1	
24	アクリル酸イソステアeryl・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
25	アクリル酸イソブチル・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
26	アクリル酸イソボルニル・スチレン・メタクリル酸2-エチルヘキシル・メタクリル酸とジエチレングリコールのモノエステル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸tert-ブチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
27	アクリル酸エチル・アクリル酸とポリエチレングリコールモノメチルエーテルのエステル・2-イソプロペニル-2-オキサゾリン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	100mg/m ² 以下で使用することができる。
28	アクリル酸エチル・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
29	アクリル酸エチル・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸ヒドロキシプロピル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	フェノール・ホルムアルデヒド共重合体を除き、他の基ポリマーと混合又は反応させて使用してはならない。
30	アクリル酸エチル・イソフタル酸ジアリル・メタクリル酸共重合体	○	○	○	-	○	II	3	
31	アクリル酸エチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
32	アクリル酸2-エチルヘキシル・フマル酸ジブチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
33	アクリル酸エチル・メタクリル酸共重合体	○	○	○	-	○	II	3	
34	アクリル酸エチル・メタクリル酸・メタクリル酸とポリエチレングリコールまたはメタクリル酸とアルキルアルコール (C=12~18) のエステル共重合体	○	○	○	-	○	II	3	基ポリマー構成成分に対して分子量1,000未満の成分が1%以下であること。
35	アクリル酸エチル・メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	-	○	○	III	1	
36	アクリル酸・オキシラン・ペンタエリスリトール・メチルオキシラン共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
37	アクリル酸・スチレン共重合体	○	○	-	○	○	III	1	
38	アクリル酸・スチレン・メタクリル酸メチル・共重合体の2- (ジメチルアミノ) エタノール塩	○	○	○	○	○	III	1	
39	アクリル酸単重合体のアンモニウム塩	○	○	○	-	○	II	3	
40	アクリル酸と1, 6-ヘキサジオールのジエステル・アクリル酸2-ヒドロキシエチル・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
41	アクリル酸・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	-	○	○	III	1	
42	アクリル酸2-ヒドロキシエチル・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸トリデシル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸ラウリル・リン酸とメタクリル酸2-ヒドロキシエチルのエステル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
43	アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸共重合体のアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
44	アクリル酸ブチル・メタクリル酸共重合体	○	○	○	-	○	II	3	
45	アクリル酸ブチル・メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	

46	アクリル酸ブチル・メタクリル酸・メタクリル酸ステアリル・メタクリル酸メチル共重合体	-	-	-	-	○	III	3	
47	アクリル酸ブチル・メタクリル酸・メタクリル酸トリデシル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル・メタクリル酸ラウリル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
48	イタコン酸単重合体 (リチウム、ナトリウム、マグネシウム、カリウム、カルシウム、アルミニウム、アンモニウム塩を含む。)	○	○	○	○	○	III	3	
49	カプロラクトン単重合体とメタクリル酸2-ヒドロキシエチルのエステル	○	○	○	○	○	III	1	
50	N, N-ジアルキル (C=1~2) -アルキルジアミン (C=2~6) で修飾されたアクリル酸アルキル (C=1~13) ・スチレン・無水マレイン酸・メタクリル酸アルキル (C=1~13) 共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
51	ジビニルベンゼン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	ジビニルベンゼンは基ポリマー構成成分に対して5%を超えるものであること。
52	スチレン・メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
53	スチレン・メタクリル酸トリデシル・メタクリル酸メチル・メタクリル酸ラウリル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
54	スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
55	大豆脂肪酸で修飾されたアクリル酸2-エチルヘキシル・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
56	ネオデカン酸グリシジルで修飾されたアクリル酸・アクリル酸イソブチル・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
57	ネオデカン酸グリシジルで修飾されたアクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
58	N-ビニルピロリドン・メタクリル酸エチル・メタクリル酸N-カルボキシメチル-N, N-ジメチルアンモニオエチル・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸ステアリル共重合体 (モノクロロ酢酸のナトリウム塩による修飾体を含む)	○	○	○	○	○	II	3	
59	メタクリル酸アルキル (C=12~15) ・メタクリル酸2- (ジメチルアミノ) エチル・メタクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
60	メタクリル酸エチル・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸N-(2-ヒドロキシ-3-N-コチングリストの使用可能食品について、N', N'-トリメチルアンモニオプロピル) -N, N-ジメチルアンモニオエチルの塩化物・メタクリル酸ステアリル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
61	メタクリル酸N-カルボキシメチル-N, N-ジメチルアンモニオエチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合体 (モノクロロ酢酸のナトリウム塩による修飾体を含む)	○	○	○	○	○	II	3	
62	メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	-	○	○	III	1	
63	メタクリル酸とトリメチロールプロパンのトリエステル単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
64	次のモノマーの重合体を紫外線又は電子線で硬化させたもの	次の各構成物質の制限に従う。							
(1)	アクリル酸イソボルニル	○	○	○	○	○	III	1	
(2)	アクリル酸5-エチル-5-ヒドロキシメチル-1, 3-ジオキサソ	○	○	○	○	○	III	1	
(3)	アクリル酸テトラヒドロフルフリル	○	○	○	○	○	III	1	
(4)	アクリル酸とエトキシ化処理されたトリメチロールプロパンのトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(5)	アクリル酸とエトキシ化処理されたビスフェノールAのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(6)	アクリル酸とエトキシ化処理された1, 6-ヘキサジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(7)	アクリル酸とジエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(8)	アクリル酸とジエチレングリコールのモノフェニルエーテルのエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(9)	アクリル酸とジプロピレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(10)	アクリル酸とジペンタエリスリトールのヘキサエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(11)	アクリル酸とテトラエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(12)	アクリル酸とトリエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(13)	アクリル酸とトリシクロデカンジメタノールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(14)	アクリル酸とトリプロピレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(15)	アクリル酸とトリメチロールプロパンのトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(16)	アクリル酸と1, 9-ノナンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(17)	アクリル酸とビスフェノールAのジグリシジルエーテルのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(18)	アクリル酸とプロポキシ化処理されたトリメチロールプロパンのトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(19)	アクリル酸とプロポキシ化処理されたネオペンチルグリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(20)	アクリル酸と1, 6-ヘキサジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(21)	アクリル酸とペンタエリスリトールのテトラエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(22)	アクリル酸とペンタエリスリトールのトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(23)	アクリル酸とポリプロピレングリコールのモノメチルエーテルのエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(24)	アクリル酸と3-メチル-1, 5-ペンタンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(25)	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	
(26)	アクリル酸4-ヒドロキシブチル	○	○	○	○	○	III	1	
(27)	アクリル酸2-フェノキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	
(28)	アクリル酸ラウリル	○	○	○	○	○	III	1	
(29)	カプロラクトン	○	○	○	○	○	III	1	
(30)	カプロラクトン単重合体とアクリル酸2-ヒドロキシエチルのエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(31)	N-(ブトキシメチル) -アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1	
65	次の乳化剤で修飾された1~64の重合体	次の各構成物質の制限に従う。							
(1)	スルホホク酸アルキルアリのナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	

(2)	1- (ヒドロキシメチル) -2- (2-プロペニルオキシ) エチルアルキル (分岐C=10~14) エーテルとポリエチレングリコールの硫酸エステルのエーテルのアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
(3)	ポリエチレングリコールのアルキル (分岐C=10~14) 及び1- (ヒドロキシメチル) -2- (2-プロペニルオキシ) エチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(4)	ポリエチレングリコールの (4-ニルフェノキシ) メチル-2- (2-プロペニルオキシ) エチルエーテルの硫酸エステルのアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
(5)	ポリエチレングリコールの硫酸エステルとアリルオキシアルキルアルコールのエーテルのアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
(6)	ポリエチレングリコールの硫酸エステルと1-フェニルエチルフェノール及び2- (1-プロペニル) フェノールのエーテルのアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
(7)	ポリエチレングリコールの硫酸エステルの4-ニル-2- (1-プロペニル) フェニルエーテルのアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	

2. アミノポリマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	次のモノマー (2種以下) とホルムアルデヒドの共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(1) 2, 6-ジアミノ-4-フェニル-1, 3, 5-トリアジン								
	(2) 尿素								
	(3) メラミン								
2	次のアルコール (1種以上) で修飾された1の重合体								
	(1) イソブタノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(2) エタノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(3) ブタノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(4) プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(5) 2-プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(6) メタノール	○	○	○	○	○	III	1	
3	次のアミン (1種以上) で修飾された尿素・ホルムアルデヒド共重合体								
	(1) エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(2) N-オレイル-1, 3-ジアミノプロパン	○	○	○	○	○	III	1	
	(3) シアノグアニジン	○	○	○	○	○	III	1	
	(4) ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(5) ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(6) テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(7) テトラエチレンペンタミンと脂肪酸の反応生成物	○	○	○	○	○	III	1	
	(8) トリエチレンテトラミン	○	○	○	○	○	III	1	
4	次のアミン (1種以上) で修飾されたホルムアルデヒド・メラミン共重合体								
	(1) 2-エチルヘキサノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(2) エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(3) N-オレイル-1, 3-ジアミノプロパン	○	○	○	○	○	III	1	
	(4) シアノグアニジン	○	○	○	○	○	III	1	
	(5) ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(6) ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(7) ジメチルアミン-2-メチル-1-プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(8) テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(9) テトラエチレンペンタミンと脂肪酸の反応生成物	○	○	○	○	○	III	1	
	(10) トリエタノールアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(11) トリエチレンテトラミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(12) N-メチル-3-アミノプロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
5	アジリジン単重合体	○	○	○	○	○	III	3	
6	アセトグアナミン、ベンゾグアナミン又はホルムグアナミン・アルキルモノアルコール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7	メチル化またはエチル化処理されたベンゾグアナミン・ホルムアルデヒド・サリチル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
8	次のモノマーで変性された1~7の重合体								
	(1) サリチル酸	○	○	○	○	○	III	1	
9	アクリル酸 2-エチルヘキシル・アクリル酸 プチル・1-ブテン・プロピレン・無水マレイン酸・メタクリル酸 プチル・メタクリル酸ラウリル共重合体	-	-	-	-	-	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
10	アクリル酸 2-エチルヘキシル・スチレン・無水マレイン酸・メタクリル酸・メタクリル酸 2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸 メチル共重合体でグラフト化されたエチレン・1-ブテン・プロピレン共重合体	-	-	-	-	-	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。

3. エポキシポリマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	次の物質 (2種以上) の共重合体	次の各構成物質の制限に従う。							
	(1) エピクロヒドリン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2) エピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(3) エピクロヒドリン・ビスフェノールF共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(4) ノボラック型フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(5) ビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(6) ビスフェノールF	○	○	○	○	○	III	1	
	(7) フェノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(8) ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	III	1	
2	エピクロヒドリン・ビスフェノールB共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	次の物質 (1種以上) で化学的処理された2の重合体								
	(1) 尿素・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(2) ビスフェノールA・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(3) ビスフェノールB・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(4) フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

	(5)	ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	モノー、ジマー、又はトリメチロールフェノールのアリルエーテル	○	○	○	○	○	○	III	1	
4		ノボラック型フェノール・ホルムアルデヒド共重合体とエピクロヒドリンの反応生成物	○	○	○	○	○	○	III	1	
5		ポリマーを高分子化又は架橋反応させる目的で使用する高分子成分の油変性ポリマー（1種以上）とエピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体の反応生成物	○	○	○	○	○	○	III	1	
6		次の物質（1種以上）で化学的処理されたエピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体									
	(1)	尿素・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	ビスフェノールA・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	ビスフェノールB・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	2, 2'-[(1-メチルエチリデン) ビス [4, 1-フェニレンオキシド [1-(プロキシメチル) -2, 1-エタンジイル] オキシメチレン]] ビスオキシラン	-	-	-	-	-	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(7)	(モノー、ジマー、トリマー) ヒドロキシメチルフェノールのアリルエーテル	○	○	○	○	○	○	III	1	
7		アジピン酸修飾されたエピクロヒドリン・二量処理された脂肪酸（不飽和）・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
8		イソホロンジアミン・エピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
9		エピクロヒドリン・ビスフェノールA・ホルムアルデヒド・ジメチルフェノール又はフェノール又はメチルフェノール共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
10		エピクロヒドリン・二量処理された脂肪酸（不飽和C=18）・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
11		エピクロヒドリン・ビスフェノールB共重合体とポリマーを高分子化又は架橋反応させる目的で使用する高分子成分の油変性ポリマーの1乾性油及び脂肪酸（1種以上）の反応生成物	○	○	○	○	○	○	III	1	
12		エポキシ化処理されたブタジエン単重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
13		ジエチレントリアミンで修飾されたエピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
14		2-（ジメチルアミノ）エタノールで修飾されたアクリル酸エチル・エピクロヒドリン・スチレン・ビスフェノールA・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
15		ノボラック型エピクロヒドリン・ホルムアルデヒド・2-メチルフェノール共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
16		ビスフェノールA・エピクロヒドリン共重合体とビスフェノールA及び4-tert-ブチルフェノールの反応生成物	○	○	○	○	○	○	III	1	
17		4-tert-ブチルフェノールで修飾されたエピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
18		4-tert-ブチルフェノールで修飾されたエピクロヒドリン・ビスフェノールA・ホルムアルデヒド・ジメチルフェノール又はフェノール又はメチルフェノール共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
19		プロポキシ化処理されたアルキルアルコール（C=10~16）	○	○	○	○	○	○	III	1	
20		次の物質で修飾された1~19の重合体									
	(1)	アクリル酸とエトキシ化処理されたビスフェノールAのジエステル	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	3-エチル-3-オキシタンメタノール	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	エポキシ化大豆油及びそのアクリル酸エステル	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	3, 4-エポキシシクロヘキシルカルボン酸（3, 4-エポキシシクロヘキシル）メチル	○	○	○	○	○	○	III	1	
21		次の物質で修飾された1~19の重合体									
	(1)	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	クロロ酢酸のナトリウム塩	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	ソルビン酸	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	二量処理された脂肪酸（不飽和）	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	ヒドロキノン	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	4-tert-ブチルフェノール	○	○	○	○	○	○	III	1	
	(7)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	○	III	1	
22		エピクロヒドリン・キシレンジアミン・二量処理された脂肪酸（不飽和C=18）・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
23		エピクロヒドリン・ジエタノールアミン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
24		エピクロヒドリン・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
25		ソルビトールとエピクロヒドリンの反応生成物	○	○	○	○	○	○	III	1	

4. ビニルポリマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項	
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品				
1	アクリルアミド・エチレン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,4		
2	塩化ビニル単重合体	○	○	○	○	○	III	1		
3	加水分解処理された酢酸ビニル単重合体	○	○	○	○	○	III	1,3		
4	ジビニルチラルールの単重合体	○	○	○	○	○	III	1,3		
5	ジビニルホルマールの単重合体	○	○	○	○	○	III	1,3		
6	ヒドロキシ化処理された塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,4		
7	ヒドロキシ化処理された塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体と無水トリメリット酸の反応生成物	○	○	○	○	○	III	1,4		
8	塩化ビニルと次のモノマー又はポリマー（1種以上）の共重合体	次の各構成物質の制限に従う。								
	(1)	エチレン	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	酢酸ビニル	○	○	○	○	○	III	1,4	
	(3)	ステアリン酸ビニル単重合体	○	○	○	○	○	III	4	
	(4)	5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸モノブチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	ビニルアルコール	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	ビニルアルコール・ブテンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
	(7)	N-ビニル-2-ピロリドン単重合体	○	○	○	○	○	III	4	
	(8)	フマル酸またはフマル酸と脂肪族アルコール（C=1~8）のエステル	○	○	○	○	○	III	1	

(9)	プロピレン	○	○	○	○	○	III	1,4	
(10)	マレイン酸またはマレイン酸と脂肪族アルコール (C = 1 ~ 8) のエステル	○	○	○	○	○	III	1,4	
(11)	メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル	○	○	○	○	○	III	1	
9	1 ~ 8 の共重合体と次のモノマーの共重合体	次の各構成物質の制限に従う。							
(1)	酢酸ビニル	○	○	○	○	○	III	1	
(2)	酢酸メチル	○	○	○	○	○	III	1	
(3)	2, 2-ジエチルブチルアルデヒド	○	○	○	○	○	III	1	
(4)	ステアリルイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1	
(5)	3, 4-ヒドロキシ-1-ブテン	○	○	○	○	○	III	1	
(6)	プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
10	アリルスルホン酸のナトリウム塩・酢酸ビニル・ビニルアルコール共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
11	エチレン・酢酸ビニル・ネオデカン酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
12	エチレン・酢酸ビニル・ビニルアルコール共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
13	加水分解処理された酢酸ビニル・3, 4-ジアセトキシ-1-ブテン共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
14	加水分解処理された酢酸ビニル・N-(1, 1-ジメチル-3-オキソブチル)-アクリルアミド共重合体	-	-	-	-	-	I	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
15	酢酸ビニル・ジシクロペンタジエン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
16	酢酸ビニル単重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
17	酢酸ビニル・N-(ヒドロキシメチル)-アクリルアミド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
18	酢酸ビニル・ビニルアルコール・マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
19	重合化処理及び加水分解処理されたテトラエトキシシランとポリビニルアルコールまたはエチレン・ビニルアルコール共重合体またはビニルアルコール・ブテンジオール共重合体の反応生成物	-	-	-	-	-	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
20	ビニルアルコール・ビニルブチルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
21	酢酸ビニルと次のモノマー (1 種以上) の共重合体	次の各構成物質の制限に従う。							
(1)	アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1,3	
(2)	アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1,3	
(3)	アクリル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(4)	アクリル酸 2-エチルヘキシル	○	○	○	○	○	I	3	
(5)	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	I	3	
(6)	エチレン	○	○	○	○	○	III	3	
(7)	N-(ヒドロキシメチル)-アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1,3	
(8)	メタクリル酸	○	○	○	○	○	I	3	
22	アクリル酸・アクリロニトリル・イタコン酸・塩化ビニリデン・塩化ビニル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,4	
23	アクリロニトリル・塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,4	
24	塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,4	
25	酢酸ビニル・トリス (2-メトキシエトキシ) ビニルシラン共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
26	無水マレイン酸修飾されたイソブレン単重合体	-	-	-	-	○	I	2	

5. フェノール・ホルムアルデヒド共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	次のフェノール (1 種以上) とホルムアルデヒドの共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
(1)	1, 3-ジヒドロキシベンゼン								
(2)	4-tert-アミルフェノール								
(3)	アルキル (メチル, エチル, プロピル, イソプロピル, ブチル) 化されたフェノール								
(4)	4-オクチルフェノール								
(5)	カシューナッツ種子油由来の 3-ペンタデシルフェノール								
(6)	カテコール								
(7)	4-シクロヘキシルフェノール								
(8)	ジメチルフェノール								
(9)	4-ニルフェノール								
(10)	ビスフェノール A								
(11)	ビスフェノール B								
(12)	ビスフェノール F								
(13)	ヒドロキノン								
(14)	4-フェニルフェノール								
(15)	フェノール								
(16)	4-tert-ブチルフェノール								
(17)	2-メチル-4-フェニルフェノール								
(18)	2-メチルフェノール								
(19)	3-メチルフェノール								
(20)	4-メチルフェノール								
2	エピクロロヒドリン・ビスフェノール A・フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	1, 3-キシレンジアミン・フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4	ヘキサメチレンテトラミン修飾されたフェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5	1 ~ 4 の共重合体と次のモノマーの共重合体								
(1)	アンモニア	○	○	○	○	○	III	1	
(2)	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	III	1	
(3)	クロロ酢酸のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	
(4)	2-(ジメチルアミノ) エタノール	○	○	○	○	○	III	1	
(5)	ショ糖	○	○	○	○	○	III	1	
(6)	水酸化アンモニウム	○	○	○	○	○	III	1	
(7)	パラホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	III	1	
6	次のアルコール (1 種以上) で修飾された 1 ~ 5 の重合体								
(1)	イソブタノール	○	○	○	○	○	III	1	
(2)	エタノール	○	○	○	○	○	III	1	
(3)	ブタノール	○	○	○	○	○	III	1	

(4)	プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
(5)	2-プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
(6)	メタノール	○	○	○	○	○	III	1	

6. ポリアミド

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アの酸、イのアミン及びウの変性剤の共重合体	次の各構成物質の制限に従う。							
	ア 酸								
(1)	アジピン酸	○	○	○	○	○	III	1	
(2)	アゼライン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(3)	植物油由来の脂肪酸	○	○	○	○	○	III	1	
(4)	セバシン酸	○	○	○	○	○	III	1	
(5)	二量処理された植物油由来の脂肪酸（不飽和）	○	○	○	○	○	III	1,3	
	イ アミン								
(1)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(2)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	III	1	
(3)	ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	III	1	
(4)	テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	III	1	
(5)	トリエチレンテトラミン	○	○	○	○	○	III	1	
(6)	ピペラジン	○	○	○	○	○	III	3	
(7)	ヘキサメチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	ウ 変性剤								
(1)	エチレン・アクリル酸エチル共重合体でグラフト化されたカプロラクタム単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
(2)	4, 4'-ジオクチルジフェニルアミンまたは4, 4'-ビス（2, 4, 4-トリメチルベンチル）ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	III	3	
2	次のアミンと二量処理された植物油の共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
(1)	N-オレイル-1, 3-ジアミノプロパン								
(2)	シアノグアニジン								
(3)	脂肪酸修飾されたテトラエチレンペンタミン								
3	アジピン酸・亜硫酸水素ナトリウム・エピクロロヒドリン・ジエチレントリアミン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	亜硫酸水素ナトリウムは基ポリマー構成成分に対して2%未満であること。
4	アジピン酸・アンモニア・エピクロロヒドリン・ジエチレントリアミン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	アンモニアは基ポリマー構成成分に対して2%未満であること。
5	アジピン酸・エピクロロヒドリン・ジエチレントリアミン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
6	11-アミノウンデカン酸単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7	イソフタル酸クロライド・トリメシン酸クロライド・1, 3-フェニレンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
8	エチレンジアミン・二量処理された植物油由来の脂肪酸・プロピオン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
9	塩素処理されたイソフタル酸クロライド・トリメシン酸クロライド・1, 3-フェニレンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
10	塩素処理されたトリメシン酸クロライド・1, 3-フェニレンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
11	ジエチレントリアミン・トール油脂肪酸・二量処理された脂肪酸（不飽和C=18）共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
12	トリメシン酸クロライド・1, 3-フェニレンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
13	トリメシン酸トリクロライド・ピペラジン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
14	ラウラクタム単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	

7. ポリウレタン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アのイソシアネート化合物とイ〜カの物質との反応生成物、又はこれをキの変性剤で変性させた反応生成物	次の各構成物質の制限に従う。							
	ア イソシアネート化合物（次のイソシアネートのウレトジオン体、イソシアヌレート体、ピュレット体、カルボジイミド変性体を含む。）								
(1)	3-イソプロペニル- α , α -ジメチルベンジルイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1	
(2)	イソホロンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(3)	1, 2-キシレンジイソシアネート	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(4)	1, 3-キシレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(5)	4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(6)	2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(7)	2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(8)	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(9)	1, 3-ジメチルシクロヘキサノ- ω , ω' -ジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(10)	3, 5-ジメチル-1 H-ピラゾールで末端処理されたヘキサメチレンジイソシアネート単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
(11)	2, 4-トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(12)	2, 6-トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(13)	ヘキサメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(14)	1, 5-ペンタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(15)	ポリメリックジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	
(16)	(1) ~ (15) のイソシアネート化合物（1種以上）とイ〜カ（1種以上）の反応生成物であって、イソシアネートを末端基とする化合物								
	イ アルコール								
(1)	N-(2-アミノエチル) アミノエタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(2)	イソシアヌル酸トリス（2-ヒドロキシエチル）	○	○	○	○	○	III	1,3	
(3)	イソソルビド	○	○	○	○	○	III	1,3	
(4)	イソブタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(5)	エタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(6)	2-エチルヘキサノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(7)	2-エチル-1, 3-ヘキサジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	

(8)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(9)	エチレングリコールのモノエチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(10)	エチレングリコールのモノブチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(11)	エチレングリコールのモノプロピルエーテル	○	○	○	○	○	III	3	
(12)	エトキシ化処理されたビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1,3	
(13)	エピクロヒドリン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(14)	エポキシ化処理された脂肪酸（飽和C=16~18、不飽和C=18）のメチルエステル・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(15)	1, 8-オクタジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(16)	カプロラクタム	○	○	○	○	○	III	1,3	
(17)	カプロラクトン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(18)	カプロラクトン・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
(19)	キシリトール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(20)	グリセロール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(21)	酸化処理されたヒマシ油	○	○	○	○	○	III	3	
(22)	2, 4-ジエチル-1, 5-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	3	
(23)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(24)	ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(25)	ジグリセロール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(26)	シクロヘキサノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(27)	1, 4-シクロヘキサジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(28)	2, 4-ジヒドロキシ-2-メチルペンタン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(29)	ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(30)	水酸基末端のブタジエン単重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
(31)	水素化処理及び水酸基またはカルボキシ基またはエポキシ基末端処理された1, 3-ブタジエン単重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(32)	水素化処理及び水酸基末端処理されたイソブレン単重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(33)	ソルビトール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(34)	テトラヒドロフルフリルアルコール	○	○	○	○	○	III	3	
(35)	トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(36)	トリシクロデカンジメタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(37)	トリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(38)	2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(39)	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(40)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(41)	二量化処理及び水素化処理された脂肪酸（不飽和C=18）のジメチルエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(42)	ネオペンチルグリコール	○	○	○	-	○	III	1,3	
(43)	ネオペンチルグリコールのジグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(44)	1, 9-ノナンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(45)	1, 3-ビス（2-ヒドロキシエトキシ）ベンゼン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(46)	1, 4-ビス（2-ヒドロキシエトキシ）ベンゼン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(47)	2, 2-ビス（4-ヒドロキシシクロヘキシル）プロパン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(48)	1, 4-ビス（ヒドロキシメチル）シクロヘキサン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(49)	2, 2-ビス（ヒドロキシメチル）プロピオン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(50)	2, 2-ビス（ヒドロキシメチル）酪酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(51)	ビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1,3	
(52)	ビスフェノールAとエチレングリコールのジエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(53)	3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピオン酸3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピル	○	○	-	-	○	III	1,3	
(54)	ブタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(55)	2-ブタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(56)	tert-ブタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(57)	1, 4-ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(58)	1, 3-ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(59)	1, 4-ブタンジオール単重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
(60)	2-ブチル-2-エチル-1, 3-プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(61)	ブチロラクトン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(62)	プロパノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(63)	2-プロパノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(64)	1, 3-プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(65)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(66)	プロピレングリコールのモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(67)	プロポキシ化処理されたグリセロール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(68)	プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	3	
(69)	プロポキシ化処理されたビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1,3	
(70)	1, 6-ヘキサジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(71)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(72)	1, 5-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(73)	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(74)	ポリエチレングリコールのモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(75)	ポリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(76)	ポリプロピレングリコールのモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(77)	メタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(78)	2-メチル-1, 3-プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(79)	2-メチル-1, 3-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(80)	3-メチル-1, 5-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	ウ アミン								
(1)	アジリジン単重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
(2)	N-(2-アミノエチル) -アミノエタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(3)	N-(2-アミノエチル) -β-アラニンナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
(4)	イソホロンジアミン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(5)	エタノールアミン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(6)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(7)	1, 3-キシレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1,3	

(8)	1, 4-キレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(9)	グリセロール単重合体のグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	
(10)	ジエタノールアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(11)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(12)	N, N, N', N'-テトラキス(2-ヒドロキシプロピル)エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(13)	尿素	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(14)	ビス[3-(トリエトキシシリル)プロピル]アミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(15)	N, N-ビス(2-ヒドロキシプロピル)アニリン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(16)	ヒドラジン・一水和物	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(17)	ピペラジン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(18)	プロポキシ化処理されたトリメチロールプロパンのトリス(2-アミノエチル)エーテル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(19)	ヘキサメチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(20)	N-メチルジエタノールアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	エ 天然油脂								
(1)	アルガン油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(2)	クルミ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(3)	ヒマシ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(4)	ヒマシ油脂肪酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	オ イのアルコール及びウのアミンと次の環状エーテルのポリエーテルポリオール								
(1)	オキシラン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(2)	テトラヒドロフラン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(3)	2-メチルオキシラン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	カ アの物質(1種以上)と次の酸(1種以上)のポリエステルポリオール								
(1)	アジピン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(2)	アゼライン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(3)	イソフタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(4)	イタコン酸	-	-	-	-	-	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(5)	コハク酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(6)	三量処理された植物油由来の脂肪酸	-	-	-	-	-	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(7)	1, 4-シクロヘキサジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(8)	1, 4-シクロヘキサジカルボン酸ジメチル	-	-	-	-	-	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(9)	シュウ酸	-	-	-	-	-	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(10)	植物油由来の脂肪酸	-	-	-	-	-	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(11)	5-スルホイソフタル酸ジメチルのナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(12)	5-スルホイソフタル酸のナトリウム塩	-	-	-	-	-	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(13)	セバシン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(14)	1, 10-デカンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(15)	テレフタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(16)	テレフタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(17)	トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(18)	2, 6-ナフタレンジカルボン酸	-	-	-	-	-	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(19)	2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル	-	-	-	-	-	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(20)	二量処理された植物油由来の脂肪酸(不飽和)	-	-	-	-	-	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(21)	4, 4-ビス(4-ヒドロキシフェニル)吉草酸	-	-	-	-	-	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(22)	12-ヒドロキシステアリン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(23)	ピロメリット酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(24)	フタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(25)	4-tert-ブチル安息香酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(26)	フマル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(27)	マレイン酸	-	-	-	-	-	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(28)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(29)	無水5-(2, 5-ジオキソテトラヒドロフリル)-3-メチル-3-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(30)	無水1, 2-シクロヘキサジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(31)	無水トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(32)	無水2, 3-ナフタレンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(33)	無水5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(34)	無水ピロメリット酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(35)	無水フタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(36)	無水ヘキサデセニルコハク酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(37)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(38)	無水メチルシクロヘキサン-1, 2-ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(39)	無水4-メチル-1, 2-シクロヘキサジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(40)	ラウリン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(41)	リシノール酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(42)	リンゴ酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(43)	リン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(44)	次の油脂、又はその油脂から誘導される脂肪酸								
(ア)	亜麻仁油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(イ)	カシューナッツ種子油	○	○	○	○	○	III	1	
(ウ)	ゴマ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(エ)	米ヌカ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(オ)	サフラワー油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(カ)	大豆油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(キ)	脱水処理されたヒマシ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(ク)	トウモロコシ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(ケ)	桐油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(コ)	ナタネ油	○	○	○	○	○	III	3	
(サ)	ヒマシ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(シ)	ヒマワリ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(ス)	綿実油	○	○	○	○	○	III	1, 3	

(七)	ヤシ油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	キ 変性剤								
(1)	アクリル酸2-イソシアナトエチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(2)	アクリル酸と2-イソシアナト-2-メチル-1, 3-プロパンジールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(3)	アクリル酸3-(トリメトキシシリル) プロピル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(4)	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(5)	3-(2-アミノエチルアミノ) プロピルジメトキシメチルシラン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(6)	3-アミノプロピルトリエトキシシラン	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(7)	3-アミノプロピルトリメトキシシラン	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(8)	3-イソシアナトプロピルトリエトキシシラン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(9)	2-(3, 4-エポキシシクロヘキシル) エチルトリメトキシシラン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(10)	グリシジルアルコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(11)	グリシジル3-(トリメトキシシリル) プロピルエーテル	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(12)	3-(トリエトキシシリル) プロピルグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(13)	トリエトキシビニルシラン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(14)	3-トリメトキシシリル-1-プロパンチオール	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(15)	N-[3-(トリメトキシシリル) プロピル]-アニリン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(16)	N-(3-トリメトキシシリルプロピル)-エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(17)	2-[3-(トリメトキシシリル) プロピル] オキシラン単重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
(18)	ビニルトリメトキシシラン	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(19)	無水コハク酸	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(20)	無水5-(2, 5-ジオキソテトラヒドロフリル)-3-メチル-3-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(21)	無水トリメリット酸	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(22)	無水ピロメリット酸	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(23)	無水フタル酸	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(24)	無水ヘキサデセニルコハク酸	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(25)	無水マレイン酸	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(26)	メタクリル酸2-イソシアナトエチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(27)	メタクリル酸3-(ジメトキシメチルシリル) プロピル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(28)	メタクリル酸3-(トリメトキシシリル) プロピル	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(29)	メタクリル酸2-ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(30)	リン酸	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
2	イソホロンジイソシアネートとトリメチロールプロパン、1, 3-プロパンジールの反応生成物	○	○	○	○	○	III	1	
3	カプロラクトン・トリメチロールプロパン・ヘキサメチレンジイソシアネート重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
4	キシレンジイソシアネート・ノニルフェニルで末端処理されたポリエチレングリコール共重合体	○	○	○	-	○	II	3	
5	炭酸ジメチル・1, 6-ヘキサレンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
6	1, 3-ブタンジオール・1, 3-トルエンジイソシアネート・トリメチロールプロパン・ポリプロピレングリコール重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
7	ヘキサメチレンジイソシアネートオリゴマー・マロン酸ジエチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
8	ポリエチレングリコールのモノメチルエーテルで末端処理されたアジピン酸・エチレングリコール・2-エチル-2-(ヒドロキシメチル)-1, 3-プロパンジオール・ジエチレングリコール・4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート・ピペラジン・共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
9	ポリエチレングリコールのモノメチルエーテルで末端処理された1, 3-キシレンジイソシアネート・グリセロールとポリプロピレングリコールのトリエーテル・ピペラジン・1, 4-ブタンジオール・ポリプロピレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
10	ポリエチレングリコールのモノメチルエーテルで末端処理されたキシレンジイソシアネート・ピペラジン・ポリプロピレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
11	ポリエチレングリコールのモノメチルエーテルで末端処理されたグリセロールとポリプロピレングリコールのトリエーテル・4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート・ピペラジン・ポリプロピレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
12	ポリエチレングリコールのモノメチルエーテルで末端処理された4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート・ピペラジン・ポリプロピレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	

8. ポリエステル

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アの酸(1種以上)とイのアルコール(1種以上)の共重合体又はこれらを変性剤で修飾した共重合体								
	ア 酸								
(1)	アクリル酸	○	○	○	○	○	III	1	
(2)	アジピン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(3)	アジピン酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1	
(4)	アゼライン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(5)	安息香酸	○	○	○	○	○	III	1	
(6)	イソフタル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(7)	イソフタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(8)	イタコン酸	○	○	○	○	○	III	1	
(9)	カプロラクトン	○	○	○	○	○	III	1,3	
(10)	グルタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1	
(11)	コハク酸	○	○	○	○	○	III	1	
(12)	コハク酸ジメチル	-	-	-	-	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
(13)	サリチル酸	○	○	○	○	○	III	1	
(14)	1, 2-シクロヘキサジカルボン酸	-	-	-	-	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
(15)	1, 4-シクロヘキサジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	

(16)	1, 4-シクロヘキサンジカルボン酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1	
(17)	シュウ酸	○	○	○	○	○	III	1	
(18)	5-スルホイソフタル酸ジメチルのナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
(19)	5-スルホイソフタル酸のナトリウム塩	-	-	-	-	○	I	1,3	乾燥食品に限り、使用することができる。
(20)	セバシン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(21)	1, 10-デカンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	
(22)	テレフタル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(23)	テレフタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(24)	テレフタル酸ビス(2-ヒドロキシエチル)	○	○	○	○	○	III	1	
(25)	トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(26)	2, 6-ナフタレンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(27)	2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(28)	二量化及び水素化処理された脂肪酸(不飽和)	○	○	○	○	○	III	1,3	
(29)	二量化処理された脂肪酸(不飽和)	○	○	○	○	○	III	1,3	
(30)	ネオデカン酸	○	○	○	○	○	III	1	
(31)	4, 4-ビス(4-ヒドロキシフェニル)吉草酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(32)	2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピオン酸	○	○	○	○	○	II	1	
(33)	2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)酪酸	○	○	○	○	○	III	1	
(34)	フタル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(35)	tert-ブチル安息香酸	○	○	○	○	○	III	1	
(36)	フマル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(37)	ポリマーを高分子化又は架橋反応させる目的で使用する高分子成分のイロジン及びロジン誘導体	○	○	○	○	○	III	1	
(38)	マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(39)	マレイン酸修飾されたテルペン	○	○	○	○	○	III	1	
(40)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(41)	無水5-(2, 5-ジオキソテトラヒドロフリル)-3-メチル-3-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(42)	無水1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸	-	-	-	-	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
(43)	無水1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(44)	無水4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	
(45)	無水トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(46)	無水トリメリット酸とエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
(47)	無水5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸	○	○	○	-	○	III	1	
(48)	無水ピロメリット酸	○	○	○	○	○	III	1	
(49)	無水フタル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(50)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
(51)	メタクリル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(52)	リン酸	○	○	○	○	○	III	1	
(53)	次の油脂由来の脂肪酸及びその二量化体	○	○	○	○	○	III	1	
(ア)	麻実油								
(イ)	亜麻仁油								
(ウ)	エゴマ油								
(エ)	オイチシカ油								
(オ)	カボチャ種子油								
(カ)	キャンドルナッツ油								
(キ)	魚油(精製されたものを含む)								
(ク)	クルミ油								
(ケ)	ケン実油								
(コ)	ゴマ油								
(サ)	米ヌカ油								
(シ)	サフラワー油								
(ス)	大豆油								
(セ)	脱水処理されたヒマシ油								
(ソ)	トウモロコシ油								
(タ)	桐油								
(チ)	トール油								
(ツ)	ヒマワリ油								
(テ)	ブナ実油								
(ト)	綿実油								
(ナ)	ヤシ油								
	イ アルコール								
(1)	N-(2-アミノエチル)アミノエタノール	○	○	○	○	○	I	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。 合成樹脂区分3の基ポリマーの最高温度はIIIであること。
(2)	2-エチル-2-ブチル-1, 3-プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(3)	2-エチル-2-メチル-1, 3-プロパンジオール	-	-	-	-	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
(4)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(5)	エチレングリコールのモノブチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	
(6)	エトキシ化処理されたビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1,3	
(7)	オクタノール	○	○	○	○	○	III	1	
(8)	グリセロール	○	○	○	○	○	III	1	
(9)	グリセロールと脂肪酸(飽和C=14~18, 不飽和C=18)のモノ-またはジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
(10)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(11)	ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	-	-	-	-	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
(12)	ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	
(13)	ジプロピレングリコールのモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	
(14)	ステアリアルアルコール	○	○	○	○	○	III	1	
(15)	ソルビトール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(16)	デカノール	○	○	○	○	○	III	1	
(17)	2, 2, 4, 4-テトラメチル-1, 3-シクロブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1	
(18)	トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
(19)	トリシクロデカンジメタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	

	(20)	トリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	II	1	
	(21)	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	III	1	
	(22)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(23)	ネオペンチルグリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(24)	パルミチルアルコール	○	○	○	○	○	III	1	
	(25)	1, 4-ビス (ヒドロキシメチル) シクロヘキサン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(26)	ビスフェノールAとエチレングリコールのジエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(27)	3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピオン酸3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(28)	ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(29)	1, 2-ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(30)	1, 3-ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(31)	1, 4-ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(32)	1, 4-ブタンジオール単独重合体 (分子量1,000~3,000)	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(33)	1, 3-プロパンジオール	-	-	-	-	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(34)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(35)	プロピレングリコールのモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	
	(36)	1, 6-ヘキサジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(37)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(38)	1, 5-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(39)	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(40)	マンニトール	○	○	○	○	○	III	1	
	(41)	ミリスチルアルコール	○	○	○	○	○	III	1	
	(42)	メタノール	-	-	-	-	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(43)	α-メチルグリコシド	○	○	○	○	○	III	1	
	(44)	2-メチル-1, 3-プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(45)	3-メチル-1, 5-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(46)	ラウリルアルコール	○	○	○	○	○	III	1	
		ウ 変性剤								
	(1)	アクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(2)	アクリル酸オクチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	アクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(5)	亜麻仁油	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	アンモニア	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(7)	2-イソプロベニル-2-オキサゾリン	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(8)	エタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(9)	エピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(10)	シクロペンタジエン	○	○	○	○	○	III	1	
	(11)	1, 3-ジメチルシクロヘキサン ω , ω' -ジイソシアネート	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(12)	スチレン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(13)	大豆油	○	○	○	○	○	III	1	
	(14)	1, 3-トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(15)	2, 2-ビス (4-ヒドロキシシクロヘキシル) プロパン	-	-	-	-	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(16)	ビスフェノールA・ポリエチレングリコール共重合体	-	-	-	-	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(17)	ヘキサメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(18)	ポリエチレングリコールの硫酸エステルのアンモニウム塩と4-イソノニル-2- (1-プロベニル) フェノールのエーテル	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(19)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(20)	メタクリル酸2- (アセトアセトキシ) エチル	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(21)	メタクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(22)	メタクリル酸2-ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(23)	メタクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(24)	メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(25)	2-メチルイミダゾール	○	○	○	○	○	III	1	
	(26)	メチルスチレン	○	○	○	○	○	III	1	
	(27)	リン酸	○	○	○	○	○	III	1	
2		次の物質で修飾された1の共重合体								
	(1)	イソホロンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	イソホロンジイソシアネートオリゴマー	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	イソホロンジイソシアネート単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3		アジピン酸・イソシアヌル酸トリス (2-ヒドロキシエチル) ・ネオペンチルグリコール・無水トリメリット酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4		イソシアヌル酸トリス (2-ヒドロキシエチル) ・ネオペンチルグリコール・1, 6-ヘキサジオール・無水1, 2-シクロヘキサジカルボン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5		エチレングリコール・エトキシ化処理されたビスフェノールA・テレフタル酸・ネオペンチルグリコール・ビスフェノールAとエチレングリコールのジエーテル・ビスフェノールSとエチレングリコールのジエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
6		エピクロヒドリン・脱水処理されたヒマシ油由来の脂肪酸・ビスフェノールA・メタクリル酸メチル共重合体	-	-	-	-	○	I	1,3	乾燥食品に限り、使用することができる。
7		グリセロールとポリプロピレングリコールのトリエーテルとアクリル酸及びアジピン酸のエステル	-	-	-	-	○	I	1,3	乾燥食品に限り、使用することができる。
8		テレフタル酸・プロピレングリコール・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
9		トリメチロールプロパン・二量処理された脂肪酸 (不飽和C=18) ・1, 4-ブタンジオール共重合体とエチレングリコール・テレフタル酸共重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
10		無水マレイン酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化された1-ブテン・プロピレン共重合体	-	-	-	-	-	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。

11	無水リン酸で修飾された2, 2-ジメチル-1, 3-プロパンジオール・無水トリメリット酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
----	--	---	---	---	---	---	-----	------	--

9. ポリオレフィン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸・アクリル酸2-エチルヘキシル・スチレン・無水マレイン酸共重合体でグラフト化されたエチレン・1-ブテン・プロピレン共重合体	-	-	-	-	-	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
2	アクリル酸・アクリル酸2-エチルヘキシル・スチレン・無水マレイン酸共重合体でグラフト化されたエチレン・プロピレン共重合体	-	-	-	-	-	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
3	アクリル酸・アクリル酸2-エチルヘキシル・スチレン・無水マレイン酸共重合体でグラフト化された1-ブテン・プロピレン共重合体	-	-	-	-	-	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
4	アクリル酸イソブチル・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
5	アクリル酸2-エチルヘキシル・アクリル酸ブチル・エチレン・プロピレン・無水マレイン酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸ラウリル共重合体	-	-	-	-	-	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
6	アクリル酸・エチレン共重合体	○	○	○	-	○	II	1, 2	
7	アクリロニトリル・ブタジエン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
8	イソブテン・イソブレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
9	イソブテン単重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
10	イソブテン・ブテン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
11	エチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	エチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
12	エチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
13	エチレン・メタクリル酸共重合体 (アンモニウム、カルシウム、マグネシウム、カリウム、ナトリウム、亜鉛塩を含む)	○	○	○	○	○	III	1, 2	
14	エチレン・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	-	○	II	2	エチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
15	塩化ビニル・酢酸ビニル・メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
16	塩素化処理されたイソブテン・イソブレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
17	塩素化処理されたエチレン単重合体	○	○	-	○	○	III	1, 2	
18	塩素化処理されたプロピレン単重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
19	塩素化処理されたプロピレン・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	II	2	
20	クロロブレン単重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
21	酸化処理されたエチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
22	水素化処理及び無水マレイン酸修飾されたスチレン・1, 3-ブタジエン共重合体	-	○	○	-	-	I	2	水、酸及びアルカリに不溶であり、基ポリマー構成成分に対して分子量1,000未満の成分が1%以下であること。
23	水素化処理及び無水マレイン酸修飾されたスチレン・1, 3-ブタジエン共重合体とアルキルアルコール(C=2, 3)の反応生成物	-	○	○	-	○	I	2	水、酸及びアルカリに不溶であり、基ポリマー構成成分に対して分子量1,000未満の成分が1%以下であること。
24	スチレン・プロピレン共重合体	-	-	-	-	-	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
25	ブタジエン・メチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
26	マレイン酸修飾されたエチレン単重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
27	マレイン酸修飾されたエチレン・1-ブテン・プロピレン共重合体	-	○	○	-	○	III	2	
28	無水マレイン酸修飾された1-ブテン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
29	無水マレイン酸修飾されたプロピレン単重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
30	無水マレイン酸またはクロロマレイン酸で末端処理されたエチレン・1-ブテン・プロピレン共重合体の塩素化反応生成物	○	○	-	○	○	III	1	
31	無水マレイン酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたエチレン・1-ブテン・プロピレン共重合体	-	-	-	-	-	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
32	無水マレイン酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたエチレン・プロピレン共重合体	-	-	-	-	-	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。

10. 1～9以外のイソシアネート化合物を原料とする重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタンスルホン酸のナトリウム塩・ヘキサメチレンジイソシアネート・1, 6-ヘキサジオール・無水フタル酸共重合体	○	○	○	-	○	II	3	
2	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート・3, 3'-ジメチル-4, 4'-ジフェニレンジイソシアネート・無水トリメリット酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
3	2-ブタンジオキシムで末端処理されたヘキサメチレンジイソシアネート単重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	

11. 1～10以外のホルムアルデヒドを原料とする重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アセトフェノン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	-	○	○	III	1	
2	キシレン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
3	シクロヘキサノン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	平均分子量は600～610の範囲であること。
4	水素化処理されたアセトフェノン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5	トルエンスルホンアミド・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
6	ナフタレンスルホン酸・ホルムアルデヒド共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	
7	次のモノマー(1種以上)とホルムアルデヒド及びブタノールの共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
(1)	アクリル酸エチル								
(2)	スチレン								
(3)	メタクリル酸								

12. 1～11以外の含硫黄化合物を原料とする重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			

1	アルカリ加水分解処理された4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン単重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
2	過硫酸のアンモニウム塩・スチレン・ドデカンチオール・1, 3-ブタジエン・フマル酸共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
3	過硫酸のカリウム塩・スチレン・ドデカンチオール・1, 3-ブタジエン・フマル酸・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1,3	

13. 1～12以外のハロゲン化炭化水素を原料とする重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イタコン酸・メタクリル酸・メタクリル酸3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	
2	エチルビニルエーテル・クロロトリフルオロエチレン・シクロヘキシルビニルエーテル・1, 4-ブタンジオールのビニルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	II	1	
3	メタクリル酸2-(N, N-ジエチルアミノ)エチル・メタクリル酸3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸とトリエチレンジクロールのジエステル共重合体の酢酸塩	○	○	○	○	○	III	1	
4	メタクリル酸2-(N, N-ジエチルアミノ)エチル・メタクリル酸3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸とトリエチレンジクロールのジエステル共重合体のリンゴ酸塩	○	○	○	○	○	III	1	
5	メタクリル酸・メタクリル酸3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	

14. 1～13以外の含窒素化合物を原料とする重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
	ア シアン化合物を原料とするポリマー								
1	次のモノマーの共重合体	○	○	○	○	○	II	3	他の基ポリマーと混合又は反応させて使用してはならない。
	(1) 2-シアノアクリル酸イソブチル								
	(2) 2-シアノアクリル酸イソプロピル								
	(3) 2-シアノアクリル酸エチル								
	(4) 2-シアノアクリル酸2-エトキシエチル								
	(5) 2-シアノアクリル酸メチル								
	イ ニトリル化合物を原料とするポリマー								
1	アクリル酸・アクリロニトリル・メタクリル酸エチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	アクリロニトリルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2	アクリロニトリル・過硫酸のカリウム塩・tert-ドデカンチオール・1, 3-ブタジエン・フマル酸・メタクリル酸・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	アクリロニトリル・過硫酸のカリウム塩・ドデカンチオール・1, 3-ブタジエン・メタクリル酸・フマル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
4	アクリロニトリル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%を超えるものであること。
5	アクリロニトリル・1, 3-ブタジエン・フマル酸・メタクリル酸・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
6	アクリロニトリル・ブタジエン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	-	○	II	1,3	
7	ブタジエン単重合体でグラフト化されたメタクリロニトリル単重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
	ウ アミン・アミド化合物を原料とするポリマー								
1	アクリル酸・アクリルアミド共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	アクリルアミドは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2	アクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・N-(ヒドロキシメチル)-アクリルアミド・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 1-(ヒドロキシメチル)-2-(2-プロペニルオキシ)エチル アルキル (分岐 C10-14) エーテルとポリエチレンジクロールの硫酸エステルのエーテルのアンモニウム塩と反応させて使用することができる。
3	N-(イソプロキシメチル)-アクリルアミドの単重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4	エチレンジアミン・エビキロールヒドリン・ジメチルアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
5	加水分解処理されたアクリルアミド単重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
6	グリシジルアルコールで修飾されたアジリジン単重合体	○	○	○	○	○	II	3	
7	1-クロロブタンで修飾されたアジリジン単重合体	○	○	○	○	○	II	1,3	
8	2-(ジメチルアミノ)エタノールの単重合体	○	○	○	○	○	III	1	

15. 1～14以外の芳香族化合物を原料とする重合体

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸・アクリル酸エチル・アクリル酸2-(2-エトキシエトキシ)エチル・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル・α-メチルスチレン共重合体	-	○	○	-	○	II	3	スチレン及びα-メチルスチレンの合計は基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2	アクリル酸・アクリル酸2-エチルヘキシル・スチレン・メタクリル酸グリシジル共重合体のステアリルアミン塩	-	-	-	-	○	I	3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
3	アクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・マレイン酸イソブチル・マレイン酸2-(2-エトキシエトキシ)エチル・マレイン酸2-(1-メチルエトキシ)エチル・マレイン酸2-[2-(2-メトキシエトキシ)エトキシ]エチル・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・α-メチルスチレン共重合体	-	-	-	-	○	II	3	マレイン酸イソブチル、マレイン酸2-(2-エトキシエトキシ)エチル、マレイン酸2-(1-メチルエトキシ)エチル及びマレイン酸2-[2-(2-メトキシエトキシ)エトキシ]エチルの合計は基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
4	アクリル酸エチル・スチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%を超えるものであること。
5	アクリル酸エチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%を超えるものであること。
6	アクリル酸・スチレン・α-メチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	スチレン及びα-メチルスチレンの合計は基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
7	イソブテン・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
8	インデン・ベンゾフラン共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	

9	エチレン・スチレン・プロピレン共重合体	-	-	-	-	-	II	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
10	エチレン・スチレン・プロピレン・無水マレイン酸共重合体	-	-	-	-	-	II	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
11	ジビニルベンゼン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	ジビニルベンゼンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
12	2, 6-ジメチル-1, 4-フェニレンオキシドの単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
13	スチレン・プロピレン共重合体	-	-	-	-	-	II	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
14	スチレン・マレイン酸イソプロピル・メタクリル酸メチル共重合体のナトリウム塩	-	-	-	-	○	II	3	マレイン酸イソプロピルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
15	スチレン・マレイン酸共重合体と2-プロパノール及び4-メチル-2-ペンタノールのエステル	○	○	○	-	○	II	3	
16	スチレン・マレイン酸2-(1-メチルエトキシ)エチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	マレイン酸2-(1-メチルエトキシ)エチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
17	スチレン・無水マレイン酸共重合体	-	-	-	-	-	II	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
18	スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸2-エチルヘキシル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
19	スチレン・α-メチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1,2	
20	石油炭化水素(芳香族炭化水素)重合体	○	○	○	○	○	III	3	
21	ビスフェノールA・ビスフェノールAのジグリシジルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
22	α-メチルスチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
23	メチルスチレン・α-メチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
24	α-メチルスチレン・4-メチルスチレン共重合体	○	○	○	-	○	I	2	

16. 1～15以外のポリオールを原料とする重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エトキシ化処理されたグリセロール	○	○	○	○	○	III	3	
2	エトキシ化処理されたデカノール	-	-	-	-	-	III	3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
3	エトキシ化処理された2, 6, 8-トリメチル-4-ノナノール	-	-	-	-	-	III	3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
4	オキシラン・2-メチルオキシラン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
5	2-〔3-(トリメトキシシリル)プロポキシ]メチルオキシラン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
6	プロポキシ化処理されたグリセロール	○	○	○	○	○	III	3	

17. 1～16以外の炭化水素を原料とする重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	酢酸ビニル・ジシクロペンタジエン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	水素化処理された石油炭化水素重合体	○	○	○	-	○	I	3	
3	水素化処理された1-ブテン単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
4	石油炭化水素(C=5~9)重合体	○	○	○	○	○	III	3	
5	石油炭化水素重合体(シクロペンタジエンタイプ)	○	○	○	○	○	III	3	
6	フェノールで修飾されたイソブレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	

18. 架橋剤(1～17のポリマーを架橋させる目的で使用するもの。)

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1	
2	アクリル酸オクチル	○	○	○	○	○	III	1	
3	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
4	アクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1	
5	アジピン酸ジヒドРАЗド	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
6	3-アジリジノプロピオン酸とトリメチロールプロパンのトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	
7	アジリジン	○	○	○	○	○	III	1	
8	アジリジン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
9	3-アミノプロピルトリエトキシラン	-	-	-	-	-	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
10	3-アミノプロピルトリメトキシラン	-	-	-	-	-	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
11	2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
12	安息香酸	○	○	○	○	○	III	1	
13	イソシアヌル酸トリグリシジル	○	○	○	○	○	III	1	
14	イソホロンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
15	2-エチルヘキサノ酸のスズ(2+)塩	○	○	○	○	○	III	1	
16	2-エチル-4-メチルイミダゾール	○	○	○	○	○	III	1	
17	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
18	エピクロルヒドリン・トリメチロールプロパン共重合体	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
19	オキシ塩化ジルコニウム	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
20	N-オレイル-1, 3-ジアミノプロパン	○	○	○	○	○	III	1	
21	1, 3-キシレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
22	グリシジル3-(トリメトキシシリル)プロピルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
23	コハク酸ジヒドРАЗド	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
24	酢酸のアルミニウム塩	○	○	○	○	○	III	1	
25	シアノグアニジン	○	○	○	○	○	III	1	
26	N, N-ジエチル-1, 3-プロパンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
27	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	III	1	
28	ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	III	1	
29	脂肪酸修飾されたテトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	III	1	
30	2-(ジメチルアミノ)-2-メチル-1-プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
31	ジメチルアミン	○	○	○	○	○	III	1	
32	重合化処理及び加水分解処理されたテトラエトキシラン	-	-	-	-	-	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
33	スチレン	○	○	○	○	○	III	1	
34	テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	III	1	

35	N, N, N', N'-テトラキス(2-ヒドロキシプロピル) -アジピン酸アミド	○	○	○	○	○	○	III	1	
36	N, N, N', N'-テトラ(2-ヒドロキシ-3-メタクリロキシ(またはプロキシ、フェノキシ)プロピル-1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	○	○	○	○	○	○	III	1	
37	トリエタノールアミン	○	○	○	○	○	○	III	1	
38	トリエチルアミン	○	○	○	○	○	○	III	1	
39	トリエチレンテトラミン	○	○	○	○	○	○	III	1	
40	2, 4, 6-トリス[(ジメチルアミノ)メチル]フェノール	○	○	○	-	○	○	II	1	
41	トリス(2-プロパノール)アミン	-	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
42	N-(3-トリメトキシシリルプロピル) -エチレンジアミン	-	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
43	ナフタレンスルホン酸・ホルムアルデヒド共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	○	III	1	
44	7. ポリウレタンの1 ア イソシアネート化合物	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
45	微結晶石英とN-β-(N-ビニルベンジルアミノ)エチル-γ-アミノプロピルトリメトキシシラン塩酸塩との反応生成物	○	○	○	○	○	○	III	1	
46	1, 3-ビス(アミノメチル)シクロヘキサン	○	○	○	○	○	○	III	1	
47	ビス[(ジメチルアミノ)メチル]フェノール	○	○	○	-	○	○	II	1	
48	2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピオン酸	-	-	-	-	-	-	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
49	ビス(2-プロパノール)アミン	○	○	○	○	○	○	III	1	
50	2-フェニルイミダゾール	○	○	○	○	○	○	III	1	
51	フェノール	○	○	○	○	○	○	III	1	
52	ブタノールのチタン(4+)塩	○	○	○	○	○	○	III	1	
53	2-ブタノンオキシムで修飾されたイソホロンジシアネート単独重合体	○	○	○	○	○	○	III	1	
54	ヘキサメチレンテトラミン	○	○	○	○	○	○	III	1	
55	ペルオキシ安息香酸4-tert-ブチル	○	○	○	○	○	○	III	1	
56	ベンジルアルコール	○	○	○	○	○	○	III	1	
57	ポリエチレングリコールのジグリシジルエーテル	○	○	○	-	○	○	II	1	
58	ポリグリセロールのグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	○	III	1	100mg/m ² 以下で使用することができる。
59	ポリリン酸	○	○	○	○	○	○	III	1	
60	無水コハク酸	○	○	○	○	○	○	III	1	
61	無水トリメット酸	○	○	○	○	○	○	III	1	
62	無水フタル酸	○	○	○	○	○	○	III	1	
63	メタクリル酸3-(トリメトキシシリル)プロピル	-	-	-	-	-	-	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
64	メタクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	○	III	1	
65	メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	○	III	1	
66	N-メチル-3-アミノプロパノール	○	○	○	○	○	○	III	1	
67	メチルスチレン	○	○	○	○	○	○	III	1	
68	4, 4'-メチレンジアニリン	○	○	○	○	○	○	III	1	
69	モノブチルスズオキシド	○	○	○	○	○	○	III	1	
70	酪酸のアルミニウム塩	○	○	○	○	○	○	III	1	
71	リン酸	○	○	○	○	○	○	III	1	
72	リン酸ジブチル	○	○	○	○	○	○	III	1	
73	リン酸(モノ-, ジ-)エチル	○	○	○	○	○	○	III	1	

19. 1～17のポリマーを高分子化又は架橋反応させる目的で使用される高分子成分

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
	ア 天然化石ポリマー								
1	エレミガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
2	エレミのグリセリルエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
3	ギルソナイト	○	○	○	○	○	III	1,3	
4	コーバルガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
5	コーバルのグリセリルエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
6	サンダラックガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
7	サンダラックのグリセリルエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
8	ダンマルガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
9	ダンマルのグリセリルエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
10	ラックガム(シェラック)	○	○	○	○	○	III	1,3	
	イ ロジン及びロジン誘導体								
1	重合化処理されたロジン(ガムロジン、トール油ロジン、ウッドロジンを含む)	○	○	○	○	○	III	1,3	
2	水素化処理されたロジン(ガムロジン、トール油ロジン、ウッドロジンを含む)	○	○	○	○	○	III	1,3	
3	脱カルボキシル化処理されたロジン	○	○	○	○	○	III	1,3	
4	二量化処理されたロジン(ガムロジン、トール油ロジン、ウッドロジンを含む)	○	○	○	○	○	III	1,3	
5	不均化処理されたロジン(ガムロジン、トール油ロジン、ウッドロジンを含む)	○	○	○	○	○	III	1,3	
6	ロジン(ガムロジン、トール油ロジン、ウッドロジンを含む)	○	○	○	○	○	III	1,3	
7	次のアルコールと1～6のロジン類のエステル								
	(1) エチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2) エピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(3) エピクロヒドリン・ビスフェノールB共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(4) グリセロール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(5) ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(6) ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(7) メタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
8	次の物質で修飾された7のエステル								
	(1) 無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
9	樹脂酸の塩								
	(1) 樹脂酸の亜鉛塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2) 樹脂酸のカルシウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
	ウ テルペンポリマー								
1	次のモノマー(1種以上)の重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	

	(1)	ジベンテン									
	(2)	α-ビネン									
	(3)	β-ビネン									
2		水素化処理されたジベンテン単重合体	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
3		水素化処理されたジベンテン・α-ビネン・β-ビネン共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
4		α-ビネン・フェノール共重合体	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
		エセルロース及びセルロール誘導体									
1		エチルセルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
2		エチルヒドロキシエチルセルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
3		エチルメチルセルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
4		カルボキシメチルセルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
5		酢酸セルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
6		酢酸プロピオン酸セルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
7		酢酸酪酸セルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
8		セルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
9		ニトロセルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
10		ヒドロキシエチルセルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
11		ヒドロキシプロピルメチルセルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
12		メチルセルロース	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
		オ 油変性ポリマー									以下の油脂から誘導されるトリグリセリドや脂肪酸を含むものであること。
1		次の油脂の乾性油（トリグリセリド及び脂肪酸を含む）									
	(1)	麻実油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2)	亜麻仁油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(3)	オイシカ油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(4)	カボチャ種子油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(5)	キャンドルナツツ油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(6)	魚油（精製されたものを含む）	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(7)	桐油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(8)	クルミ油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(9)	ケン実油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(10)	ゴマ油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(11)	サフラワー油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(12)	大豆油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(13)	脱水処理されたヒマシ油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(14)	トウモロコシ油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(15)	トール油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(16)	ヒマシ油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(17)	ヒマワリ油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(18)	ブナ実油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(19)	ペリラ油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(20)	綿実油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(21)	ヤシ油	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
2		次のアルコールと1の乾性油のエステル									
	(1)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2)	ソルビトール	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(3)	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(4)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(5)	ブタンジオール	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(6)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(7)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(8)	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(9)	ポリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
		カ その他の高分子									
1		アラビアガム	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
2		塩酸処理された天然ゴム	○	○	○	○	○	○	III	1,2	
3		ガティガム	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
4		カラヤガム	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
5		グアヤクガム	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
6		水素化処理された石油炭化水素重合体	○	○	○	○	○	○	III	1,2	
7		石油炭化水素（C=8～10の芳香族炭化水素）の重合体	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
8		デキストリン	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
9		天然ゴム	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
10		天然ゴムラテックス	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
11		トラガントガム	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
12		パラフィンワックス	○	○	○	○	○	○	III	1,2	
13		フェノールで修飾された天然ゴム	○	○	○	○	○	○	III	1,3	
14		ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	○	III	1,3	

備考
a 表中「食品区分」の欄は、次のとおりとする。
①「○」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が、当該食品に対して使用可能であることを示す。
②「-」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が、当該食品に対して使用不可であることを示す。
b 表中「最高温度」の欄は、次のとおりとする。
①「I」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が70℃であることを示す。
②「II」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が100℃であることを示す。
③「III」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が100℃を超えることを示す。
c 表中「合成樹脂区分」の欄は、次のとおりとする。
①「1」は、ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が150℃以上のポリマー又は架橋構造を有し、融点が150℃以上のポリマー（4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
②「2」は、吸水率が0.1%以下のポリマー（1及び4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
③「3」は、吸水率が0.1%を超えるポリマー（1及び4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
④「4」は、塩化ビニル又は塩化ビニリデンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
⑤「5」は、エチレンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
⑥「6」は、プロピレンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
⑦「7」は、テレフタル酸及びエチレングリコールに由来する部分の割合が50mol%以上のポリマーであることを示す。